

Title	自由党静岡事件判決書：続・明治法制史料雑纂（八）
Sub Title	The decision of the court on the case of Shizuoka Jiyūto
Author	手塚, 豊 (Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1966
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.39, No.1 (1966. 1) ,p.70- 79
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19660115-0070">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19660115-0070</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 資料

## 自由党静岡事件判決書

続・明治法制史料雑纂(八)

## 手塚豊

明治十七年、岳南自由党の鈴木音高、湊省太郎等が、遠陽自由党の中野二郎三郎、山田八十太郎等と結び、明治政府打倒、高官暗殺の陰謀を企て、その軍資金集めの強盗を静岡周辺で行い、十九年六月、警視庁によつて関係者が検挙され、翌二十年七月、東京重罪裁判所において主として強盗傷害の罪名で処断されたのが、いわゆる自由党静岡事件である。

従来、「自由党史」「東甌民権史」「明治叛臣伝」など、自由党関係の諸文献にはもちろんこの事件が取りあげられており、また余り多くはないが、この事件だけを対象にした独立の論著もある。しかし、それらは事件の背景を考察したものか、あるいは事件の内容を比較的簡単に伝えたものである。ただ数年前、静岡新聞界の長老であり、郷土史家としても著名の村本喜代作氏が公刊された「慶安騒動と静岡事件」<sup>(4)</sup>は、小説風の物語ではあるが、他の文献に比較する

と、事件の内容をかなり詳しく紹介したものであつた。とくに、同氏が公訴状の記事並に公判廷における各被告の陳述をかなり引用されたことは——そうした資料を利用した研究は、私の知る限りでは他にほとんど見当らない——将来の研究に貴重な示唆をあたえたといつていい。

静岡事件の研究が、これまでかならずしも十分でなかつた原因の一つは、事件当時における東京各新聞紙の報道の状況にあつたと、私は考える。すなわち、同事件関係の報道は、他の自由党関係暴動事件のそれに比較すると、余りにも低調であつたからである。前にも一言したごとく、静岡事件の検挙は明治十九年六月以降であり、予審終結は同年十二月十七日、公訴状提起は翌二十年五月十七日、そして七月二日から八日まで東京重罪裁判所の公判が行われ、十三日に判決の言渡しがあつた。ところが、たまたま同年五月二十日から大阪重罪裁判所において、自由党大阪事件の公判が開始され、九

月二十一日までつづいた(判決言渡しは二十四日)。この方は、国事犯事件として天下の注目をあひたビッグニュースであつた。全国新聞は多くの紙面を割いて、裁判の進行状況を細大もらさず報道したのである。それがため、それと並行して行われた静岡事件裁判の報道は、紙面の都合から大きな制限をうけた。また、静岡事件の場合、司法当局の方針で、内乱、暗殺陰謀の事実は全く不問に附し、単なる強盗事件として取扱われたことも、その報道を一層低調にしたのである。明治二十年七月三日・改進黨新聞は、這般の事情を次のように述べている。

静岡事件として一時は国事にも関係したる犯罪の様にとりしたるが、檢察官の公訴状に抛れば、純粹の強盗犯にして少しも国事には関係なく、且つ財を得たることも僅かにして、数回の兇行にて財を獲ざりしもありて、獲る所は漸く数百円に過ぎず。大阪国事犯公判の傍聴筆記にて紙面の余白なければ、公訴状は略して公判の大概を記すべし。

東京における他の新聞の報道態度も、大体これと大同小異である。改進黨新聞と同様に、公訴状も省略したものもあるし(例えば郵便報知新聞)、中には公訴状だけはその一部あるいは全文を掲載したのものもあるが(例えば明治二十年七月三日、五日・東京日々新聞、同月三日、四日・読売新聞、同月三日・朝野新聞、同月四日、五日・時事新報等)、公判内容に関する記事はいずれも「大概」であり、さらに判決言渡のあつた翌七月十四日の各紙は、全被告に対する罪名、量刑のみを報ずるにすぎず、判決文の全部を掲載した新聞は、

私の知る限りではみあたらない。

静岡で発行されていた静岡大務新聞は、公判開始前に「本件に就ては特に東京通信人をして電報せしめ、尚其公判始末は可成詳細に掲載して予て看客が注目する希望に満足を与ふべし」(明治二十年六月十六日・同新聞)と予告しただけであつて、東京の新聞に比較すると、公判に関する記事はかなり詳しい。しかし、これとても公訴状はその全文をのせているが(同年六月二十九日、七月三日、五日・同新聞)、判決文は全く掲載していない。

このように、当時の有力新聞における報道の低調さが、静岡事件の研究を、資料的にかなり制約しているとみていい。とくに、「自由党史」「東陲民権史」その他の文献に、判決文が引用されていないことは、当時の新聞にそれが掲載されなかつたためであろう。

終戦後、静岡事件関係者の一人である小池勇の研究をつづけておられる村上貢氏の論考で、「小池勇関係史料」の中に「東京重罪裁判所判決申渡」のあることを知つた私は、昨年暮、岐阜県多治見に小池竜雄氏(小池勇の令息)を訪ね、それを閲覧する機会を得た。しかし、同家に伝わる判決書の写本は、裁判言渡書の中の被告氏名、住所、職業、族籍などを記した部分のみの断片であつて、判決内容の部分は全く散佚していた。これは、小池勇がその部分だけを意識的に取りはずし、氏名と住所だけの備亡用に保存したものかも知れない。

最近、私は大正十五年の静岡新報に、竜西作「明治政史・静岡事件」という説物が連載されたことを知り、過日、静岡県立中央図書館

館(葵文庫)において、それを閲覽する便を得た。これは同新聞の大正十五年二月三日から七月一日まで百十数回に亙つて連載されたものである。筆者は、同新聞の記者と思われるが明らかでない。小説風の読物ではあるが、事件の関係者である鈴木辰三(東京在住)——大正十五年当時、以下同じ)、沢田寧(処罰を免かれた一人、浜松在住)、あるいは事件の主なる関係者と交際のふかつた川上たい(芸妓名小勝、七十八歳で静岡在住)等の談話をもとにして書かれたものとして、それまで一般には知られていなかった史実をふくんでいる。ことに鈴木辰三から提供を受けたという予審終結言渡書(明治十九年十二月十七日・東京軽罪裁判所)と裁判言渡書の謄本の全文が引用、掲載されているが、それらは、判決原本をふくむ静岡事件裁判関係公文書の全部が、東京地方裁判所検事局(現在の東京地方検察庁)において戦災のため失われた今日、寔に貴重な史料といわねばならない。そうした史料が、これまでの自由民権運動史の研究においてみのがされてきたのは、「明治政史・静岡事件」が一地方新聞の連載読物であつたためである。

静岡事件とくにその裁判を中心とするくわしい考察は、近く本誌に発表を予定している拙稿「自由党静岡事件裁判小考」(仮称)にゆずるが、ここではとりあえず判決書(裁判言渡書)の全文を、静岡新報・大正十五年六月二日、三日、四日、五日所載「明治政史・静岡事件」から抜萃・紹介することにした。蓋し、現在において大正時代の地方新聞の閲覧は、かならずしも容易ではないので、そうした覆刻が十分に意義あるものと考えられるからである。

(1) 「自由党史」下巻(岩波文庫版)・一一九頁以下、関戸覚蔵「東匪民権史」(明治三十六年)・五八四頁以下、田岡嶺雲「明治叛臣伝」(青木文庫版)・一一八頁以下等。

(2) 佐野潔「静岡事件の回顧」(昭和三年)、原口清「静岡事件の社会的背景」(「民権運動の展開」・明治史研究叢書第二期第三卷・三〇頁以下)等。

(3) 入交好脩教授も「静岡事件——それは『明治叛臣伝』や『自由党史』に、わずかに書かれている程度で、今日まで少しも分析されないままにおかれている」と指摘されている(前掲民権運動の展開・解題・二〇頁)。

(4) 山雨楼主人著「慶安騒動と静岡事件」(昭和三十四年)・六一頁以下。この文献は、静岡新聞総務局長滝静雄氏の御教示に拠る。ここに記して厚く御礼申上げたい。

(5) 佐野・前掲書は、明治二十年七月五日・東京日々新聞、報知新聞の記事から、湊省太郎の公判廷の陳述をわずかに敷衍引用している(一五頁)。なお、同書は稀覯本であり、私は村上貢氏(土岐商業高校教諭)の御好意でその所蔵本を借覧した。

(6) これは、自由党関係暴動事件に対する明治政府の一貫した政策であつた(詳しくは拙稿「自由党福島事件と高等法院」・本誌第三二巻一〇一・三二頁参照)。

(7) 村本氏が引用された公訴状および各被告の公判廷の陳述は、明記されていないが、この静岡大務新聞の記事に拠られたものと思われる。なお、同新聞の静岡事件に対する論調を考察したものに、住谷申一「静岡事件と大務新聞」(「人文学」第五〇号・四四頁以下、同論文は未完結である)がある。

(8) 村上頁「小池勇関係史料——自由民権運動を中心として——」、  
「明治史研究叢書の栞」第一号・三頁。

(9) 村本氏が「大正十五年二月以降、数十回に亘つて静岡新報（政  
友会機関紙）が『静岡事件』と題し、竜西作という雅号でこの事件の  
ことをいろいろ連載した」（山雨楼主人・前掲書・一六七頁）と述  
べておられることから、私はその記事を知つた。村本氏はこの読物  
について「私が記述した以外の新材料はなくて、特別にこれとい  
う有力な史料もない」（前掲書・一六七頁）といわれるが、私は本文で  
述べたごとく、それを史料的にたかく評価する。

○

### 前註

(1) 判決原本が焼失した今日では、新聞へ転載の際の誤記、脱漏  
は、正確にはわからない。新聞の原文は平仮名であるが、片仮名に  
改めた。判決原本は片仮名と思われるからである。

(2) 誤記、脱漏と判断される箇所は、行間に（ ）を附して注記し  
た。

(3) 被告の生年月月中、「何年何月生」とあるのは、何月生れの数  
え歳何年という意味のようである。

### 裁判言渡書

静岡県駿河国阿部郡静岡通町研屋町十五番地

士族 日雇稼

湊 省太郎

廿六年二月生

自由党静岡事件判決書

静岡県駿河国志太郡落合村二十二番地

士族 農

清水 綱義  
五十八年二月生

右同人養子

清水 高忠  
卅五年八月生

栃木県下野国河内郡宇都宮代官町五十一番地

士族 無職

宮本鏡太郎  
廿六年九月生

静岡県駿河国有度郡静岡両替町二丁目一番地

平民 無職

鈴木 辰三  
卅一年六月生

静岡県遠江国敷地郡浜松板屋町

平民 無職

中野二郎三郎  
卅五年六月生

静岡県遠江豊田郡中泉村百三十五番地

士族 代言人

鈴木 音高  
廿六年七月生

静岡県駿河国益津郡田中町二番町十五番地

士族 写字職

薮 重雄  
廿七年九月生

静岡県駿河国有度郡静岡新谷町十二番地

士族 無職

木原 成烈

七三

(七三)

静岡県遠江国敷地郡浜松板屋町七番地

平民 左官職

卅二年七月生

小山徳五郎

四十四年十二月生

静岡県駿河国阿部郡静岡屋形町卅二番地

平民 刀職

浅井 満治  
卅三年四ヶ月

潮湖 伊助  
四十四年十一月生

静岡県遠江国引佐郡三和村百九十六番地

平民 提灯職

足立邦太郎

四十年十二月生

静岡県遠江国敷地郡浜松伝馬町八十番地寄留

士族

山田八十太郎  
三十六年十一月生

静岡県遠江国引佐郡三和村百九十六番地

平民 材木及ヒ茶商

名倉 良八

四十八年一月生

北海道渡島国松前郡福山博石町七番地

平民 無職

平沢幸次郎  
卅年六月生

岐阜県美濃国可兒郡池田町屋

平民 無職

小池 勇

卅二年十ヶ月

静岡県遠江国長上郡都盛村百九十六番地

士族 農

上原 春夢  
五十八年九ヶ月

神奈川県武蔵国南多摩郡上長房村五十一番地

平民 菓子職

川村 弥市

四十二年十二月生

山梨県甲斐国甲府春日野町十五番地

平民 酒醬油清先業  
(販か)

大畑常兵衛  
四十二年生月不明

愛知県三河国碧海郡上重原村

士族 鉱山業

村上佐一郎

四十九年八月生

静岡県駿河国阿部郡静岡馬場町百廿五番地

士族 無職

真野 真然  
三十年一月生

石川県金沢区桶町卅四番地

平民 無職

高橋六十郎

廿八年五月生

静岡県駿河国有渡郡静岡両替町四丁目廿番地

平民 農

小林 喜作  
卅八年八月生

東京府下谷区下谷教寄屋町十八番地

静岡縣駿河国阿部郡三木村卅三番地戸田致致方同居

平民

室田 半二

五十八年一月生

静岡縣駿河国有渡郡古庄村六十二番地

平民

前島格太郎

廿七年

右被告人共ニ対スル強盗人ヲ傷シ及ビ持兇器盜強並ニ強盜ノ情ヲ

知リテ器具ヲ給与シ又ハ誘導指示シ又ハ贓物ヲ寄藏(まよ)シタル等ノ被

告事件檢察官ノ公訴ヲ受ケ檢察官ノ意見被告人ノ陳述并護人ノ弁

護証摺書類ノ朗読ヲ聽キ証摺物件ヲ檢シ審理ヲ遂グル処

第一 湊省太郎清水綱義清水高忠ハ相謀リ各抜刀ヲ携ヘ財物ヲ強

取スルノ目的ニテ明治十七年九月一日午後十一時頃静岡縣志太郡

相賀村山田源五郎方ニ押入りタル処源五郎ハ之ヲ覚知シ防禦ノ際

被告三人ノ中ニテ源五郎ノ胸部ニ長徑三分三厘余横徑一分弱ノ輕

微ノ傷ヲ成シ遂ニ財物ヲ得ズシテ逃走シタリ

第二 清水綱義清水高忠ハ相謀リ各抜刀ヲ携ヘ明治十七年一月廿

五日午後十二時頃静岡縣志太郡前島村黒石老竜方ヘ押入り有合ノ

金ヲ借受度シ万一高声ヲ発スレバ一刀ノ下ニ落命セシムル杯ト脅

シ金十円ヲ強取シタリ

第三 鈴木辰三湊省太郎浅井滿治木原成烈ハ相謀リ刀脇差ヲ携ヘ

明治十七年二月廿四日午前二時過ギ静岡縣静岡二番町大塚大次郎

方ニ押入り大次郎並ニ其父正房ヲ縛シ金円差出スベクト迫リ金五

円余並ニ郵便為替切手一枚ヲ強取シタリ

第四 宮本鏡太郎湊省太郎鈴木音高清水綱義鈴木辰三較重雄小池

勇村上佐一郎ハ相謀リ刀或ハ仕込杖槍ノ身等ヲ携ヘ明治十七年七

月十三日午後十二時頃静岡縣志太郡瀬戸新屋村石川いと方ニ押入

リ家人一同ヲ縛シ置キ銀貨古金取交セ凡ソ百十六円余紙幣凡ソ九

十二円余並ニ懷中時計一個ヲ強取シ尚証書類數通ヲ焼毀シタリ

第五 湊省太郎宮本鏡太郎鈴木辰三ハ相謀リ刀ヲ携ヘ明治十七年

十月十一日午後七時過ギ静岡縣静岡四番町吉田清慎方ニ押入り家

人ヲ縛シ抜刀ヲ示シ金四円脇差二本衣類等ヲ強取シタリ

第六 鈴木音高鈴木辰三高橋六十郎ハ相謀リ刀或ハ仕込杖ヲ携ヘ

明治十七年十二月五日午後八時頃静岡縣有渡郡丸子宿水谷九郎兵衛

方ニ押入り有金悉皆差出ス可ク遅刻スルニ於テハ切り捨ルト脅シ

金二百余円ヲ強取シタリ

第七 中野二郎三郎小山徳五郎名倉良八足立邦太郎川村弥市山田

八十太郎ハ相謀リ刀ヲ携ヘ明治十七年十二月十日午後八時半頃八

十太郎ハ兼テ擊劍ノ術ニ精シキヲ以テ万一事実覺遂ノ際其捕ヲ拒

クガ為メ之ヲ近傍ニ控ヘサセ静岡縣敷知郡船越一色村古橋次郎三

方ヘ押入り次郎三父一江ノ腕ヲ執ヘ金円差出ス可シト迫リ金三円

余衣類等ヲ強取シ八十太郎ハ帰途其贓品ヲ携ヘ歸リタリ

第八 小山徳五郎宮本鏡太郎中野二郎三郎鈴木辰三潮湖伊助名倉

良八川村弥市ハ相謀リ刀或ハ短銃ヲ携ヘ明治十七年十二月廿六日

午後八時頃静岡縣引佐郡三和村鈴木八平方ニ押シ入り八平其他來

客ノ加藤太治平ヲ縛シ八平方並ニ太治平ヨリ金五十円ヲ強取シタリ

右八平方ニテ金円強取ノ後金指銀行ヘ押入ラント謀リ居リタル所

門前ニ多人數相聚リ火事々々ト声ヲ揚ケタルニ付其目的ヲ遂ゲ得ザルヲ知り逃走去ラントスルモ村民群集スルヲ以テ銃砲一発以テ村民ヲ威シタルハ村民四散シタルヲ以テ直ニ走テ逃伸ビタルニハ平宅ヲ距ル三丁許リノ処ニテ家田仙藏其外ノ者ガ来リ捕ントスルニ会シ其場ヲ逃レ其罪ヲ免ガレン為メ宮本鏡太郎並ニ鈴木辰三ハ内山郁三郎松下弥平治森下儀三郎鈴木房吉堀内弥太郎ニ傷ケ各廿日以下ノ疾病休業ニ至ランメタリ

第九 清水綱義清水高忠ハ相謀リ刀ヲ携ヘ明治十八年九月廿二日午前一時頃静岡県志太郡稲葉村稲葉俊全方ヘ押入り拔刀ヲ示シ金円差出ス可シト迫リ金六円外一品ヲ強取シタリ

第十 清水綱義清水高忠ハ相謀リ刀ヲ携ヘ明治十八年十二月十三日午後九時頃静岡県志太郡藤枝宿狩葉実雄方ニ押入り金円借り入レ度シト申迫リ金二円一分銀一個ヲ強取シタリ

第十一 清水綱義清水高忠ハ相謀リ各拔刀ヲ携ヘ明治十九年一月一日午後七時<sup>(時脱カ)</sup>頃静岡県志太郡道悅島村太田はま方ニ押入り金円差出ス可シト申迫リ金三十銭衣類等ヲ強取シタリ

第十二 鈴木辰三宮本鏡太郎ハ相謀リ財物強取ノ目的ニテ刀ヲ携ヘ明治十七年五月十八日午後八時過ギ静岡岡縣静岡安西三丁目伊藤朝次郎ニ押入り拔刀ヲ示シ朝太郎<sup>(まじ)</sup>ノ祖母ヲ執ラヘタル折柄家人ハ驚キ声立タルヨリ遂ニ其目的ヲ遂ゲ得ザリキ

第十三 清水綱義清水高忠湊省太郎小池勇敷重雄ハ相謀リ財物強取ノ目的ニテ刀ヲ携ヘ明治十七年七月十五日午前三時頃静岡岡縣志太郡上青島村岩本太郎兵衛方ヘ押入り雨戸押シ明ケ静ニシロト云

フ声ト共ニ刀ヲ抜キタルニ太郎兵衛驚キ火事ノト呼立タルヨリ遂ニ其目的ヲ遂ゲ得ザリキ

第十四 鈴木辰三平沢幸次木原成烈ハ相謀リ財物強取ノ目的ニテ刀又ハ小刀ヲ携ヘ明治十七年十一月廿一日午後一時静岡岡縣静岡町小沢誠一方ニ押入り座敷ニ上ラントスルノ際誠一ノ出デ来ルヲ見テ切捨ルト申脅シタルニ誠一ハ逃レテ裏口ニ出デ火事々々ト呼立タルヨリ遂ニ其目的ヲ遂ゲ得ザリキ

第十五 宮本鏡太郎湊省太郎名倉良八足立邦太郎小山徳五郎上原春夢ハ相謀リ財物強取ノ目的ニテ春夢ヲ除キ他ハ刀又ハ鉄砲ノ折<sup>(ま)</sup>レヲ携ヘ明治十七年十一月廿五日午後八時頃静岡岡縣敷知郡瓜内村齋藤勘次郎方ニ到リ雨戸敷居ヲコジ明ケ前記数名ノ内二名押入りシニ村民集リ来リタルヨリ其目的ヲ遂ゲ得ザリキ

第十六 鈴木辰三宮本鏡太郎ハ相謀リ財物強取ノ目的ニテ拔刀ヲ携ヘ明治十七年十二月十日午後十一時三十分頃静岡岡縣志太郡中新田村大畑甚一郎方ヘ押入り甚一郎ガ戸外ニ出タルヲ取ラヘ手繩ニテ縛シ家内見廻ルノ際甚一郎ガ逃レ出テ大声ニテ呼立タルヨリ遂ニ其目的ヲ遂ゲ得ザリキ

第十七 大畑常兵衛ハ明治十七年十二月十日午後十一時三十分頃鈴木辰三宮本鏡太郎ガ大畑甚一郎方ニテ第十六項ノ罪ヲ犯スノ際其情ヲ知り誘ヒ行キ甚一郎方ヲ指示シ為ニ二十銭ヲ貰ヒ受ケ其所以ヲ幫助シタリ

第十八 真野真彦ハ鈴木辰三ガ強盜ヲ為スノ情ヲ知テ明治十七年十二月中短銃及彈藥ヲ貸与ヘタリ而テ鈴木辰三八前第八項鈴木八





ニ從ヒ成烈ハ二罪ノ内重キ第三ノ所為ニ從ヒ共ニ刑法第三百七十八條第三百七十九條ニ依リ有期徒刑ニ処スベキモノトス

山田八十太郎潮湖伊助村上佐一郎淺井滿治高橋六十郎ハ刑法第三百七十八條第三百七十九條ニ依リ有期徒刑ニ処スベキ如酌減スベキ情状アルヲ以テ刑法第八十九條第九十條ニ依リ六十郎佐一郎滿治伊助ハ各一等ヲ減シ重懲役ニ八十太郎ハ二等ヲ減シ輕懲役ニ処スベキモノトス

上原春夢平沢幸次郎ハ刑法第三百七十八條第三百七十九條第一百二十二條第一百十三條ニ依リ幸次郎ハ二等ヲ減シ輕懲役ニ春夢ハ酌減スベキ情状アルヲ以テ刑法第八十九條第九十條ニ依リ更ニ一等ヲ減シ刑法第六十九條ニ依リ重禁錮二年以上五年以下ノ範圍内ニ於テ処断シ尚ホ刑法第三百八十四條ニ依リ監視ニ付スベキモノトス

大畑常兵衛ハ刑法第三百七十八條第三百七十九條第一百二十二條第一百十三條第九十條ニ依リ有期徒刑ヨリ通シテ三等ヲ減シ刑法第六十九條ニ依リ重禁錮二年以上五年以下ノ範圍内ニ於テ処断シ仍ホ同法第三百八十四條ニ依リ監視ニ付スベキモノトス

真野真然ハ刑法第三百七十八條第三百七十九條第二節第九十條ニ依リ重懲役ヨリ一等ヲ減シ輕懲役ニ処スベキ如酌減スベキ情状アルヲ以テ刑法第八十九條第九十條ニヨリ更ニ一等ヲ減シ刑法第十九條ニ依リ重禁錮二年以上五年以下ノ範圍内ニ於テ処断シ仍ホ同法第三百八十四條ニ依リ監視ニ付スベキモノトス

小林喜作ハ刑法第三百九十九條ニ依リ重禁錮一月以上三年以下罰金三円以上三十円以下ノ範圍内ニ於テ処断シ尚ホ同法第四百條ニ

依リ監視ニ付スベキモノトス  
室田半二ハ二罪ノ内一ノ重キ第廿ノ所為ニ從ヒ刑法第三百九十九條ニ依リ重禁錮一月以上三年以下罰金三円以上三十円以下ノ範圍内ニ於テ処断シ仍同第四百條ニ依リ監視スベキモノトス

右ノ理由ナルニ付被告湊省太郎消水網義消水高忠宮本鏡太郎鈴木辰三ヲ各有期徒刑十五年ニ中野二郎鈴木音高ヲ各有期徒刑十三年ニ藪重雄木原成烈小山徳五郎足立邦太郎名倉良八小池勇川村弥市ヲ各有期徒刑十二年ニ村上佐一郎高橋六十郎淺井滿治潮湖伊助ヲ各重懲役九年ニ山田八十太郎ヲ輕懲役八年ニ平沢幸次郎ヲ輕懲役六年ニ処シ上原春夢ヲ重禁錮四年ニ処シ監視一年ヲ附加シ大畑常兵衛真野真然小林喜作室田半次ヲ各重禁錮二年六ヶ月ニ処シ各罰金十円監視十ヶ月ヲ附加シ前島格太郎ハ無罪放免スルモノ也

但シ鈴木辰三ハ明治十八年十月廿日静岡輕罪裁判所ニ於テ官吏抗拒ノ科ニ依リ重禁錮四月罰金五円ニ処セラレ中野二郎三郎ハ明治十八年十月廿五日同裁判所ニ於テ私書偽造ノ科ニ依リ重禁錮二月罰金五円ニ処セラレ山田八十太郎ハ明治十八年十月廿三日同区裁判所ニ於テ私書偽造ノ科ニ依リ重禁錮一月罰金五円ニ

処セラレ足立邦太郎ハ明治十八年十二月八日同裁判所ニ於テ詐欺取財ノ科ニヨリ重禁錮五月罰金五円ヲ処セラレ淺井滿治ハ明治十八年四月一日詐欺取財及ビ毀棄器物科ニ依リ重禁錮一月罰金十円ニ処セラレ以上五名本案事件ハ被告何レモ其余罪ナルヲ以テ刑法第二百二條ニ依リ処分可キモノトス尚犯罪ノ用ニ供シタル被告等ガ所有ニ係ル刀脇差仕込杖短銃針金麻繩等ハ刑法第四

百二條ニ依リ重禁錮一月以上三年以下罰金三円以上三十円以下ノ範圍内ニ於テ処断シ仍同法第四百條ニ依リ監視ニ付スベキモノトス

小林喜作ハ刑法第三百九十九條ニ依リ重禁錮一月以上三年以下罰金三円以上三十円以下ノ範圍内ニ於テ処断シ尚ホ同法第四百條ニ

十三條ニ依リ没収シ其他ノ押取物件ハ治罪法第三百八條ニ依リ  
各所有主ニ還附ス

明治二十年七月十三日東京重罪裁判所ニ於テ

檢察官檢事岩田武儀立會宣告ス

裁判長評定官 木原 章六

陪席評定官 永井 岩之丞

陪席評定官 古宇田 義鼎

裁判所書記 内田 正雄

裁判所書記 長谷川己喜馬

右正本ニ依リ略写スル者也

明治二十年七月廿三日

裁判所書記 内田 正雄印

後記 静岡新報の閲覽に御配慮を賜つた静岡県立中央図書館司書滝嘉  
三郎、磯田秀治両氏の御厚意に深謝の意を表す。